

第6回住まい支援の連携強化のための連絡協議会

更生保護における 居住支援について

法務省保護局長 吉川 崇



1 「更生保護」とは

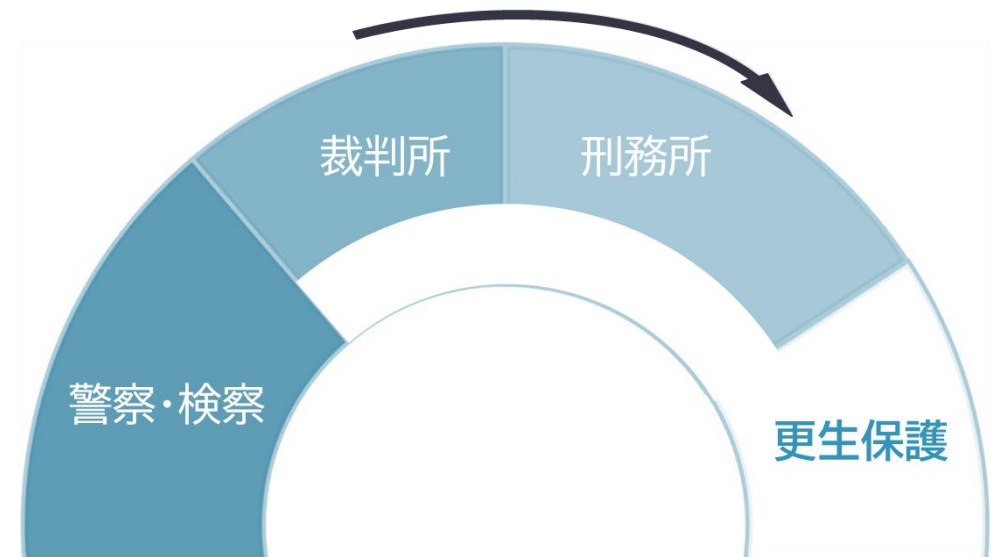


「更生保護」とは

- 更生保護は、国と地方、保護司など民間ボランティアや団体が協力し、**社会の中で**、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を**指導・支援**することにより、新たな被害者も加害者も生まない社会をつくる取組です。
- 日本の文化に育まれた「更生保護」は、安全・安心な社会を支えるものとして、諸外国の制度の参考にもされています。



刑事司法手続の全体像



更生保護の実施体制

～様々な立場から更生保護を支える人がいます～

国の組織

法務省保護局

更生保護に関する企画立案などを行っている。

地方更生保護委員会

高等裁判所の管轄区域ごとに設置される地方支分部局。主として仮釈放等の事務を行っている。

全国 **8** 箇所

保護観察所

地方裁判所の所在地に設置される地方支分部局。更生保護の第一線の実施機関。

全国 **50** 箇所
(都府県 1 箇所、
北海道 4 箇所)



保護観察官

心理学、教育学、福祉及び社会学などの専門的知識に基づき指導や支援を行い、立ち直りを支える国家公務員です

更生保護を支える民間ボランティア・団体

官民協働態勢



保護司

保護観察官と共に立ち直りを支える民間ボランティアです。「保護観察」の対象となった人の生活を見守り、様々な相談にのったり指導をしたりしています

約 **45,000** 人



更生保護施設 など

刑務所等を出た後、帰る場所がない人たちに、一定期間、宿泊場所を提供し、社会復帰に向けた支援などを行う民間の施設です

102 施設

住居



協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちに、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者です

約 **25,000** 人



更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防活動や子育て支援活動などを行うボランティア団体です

約 **108,000** 人

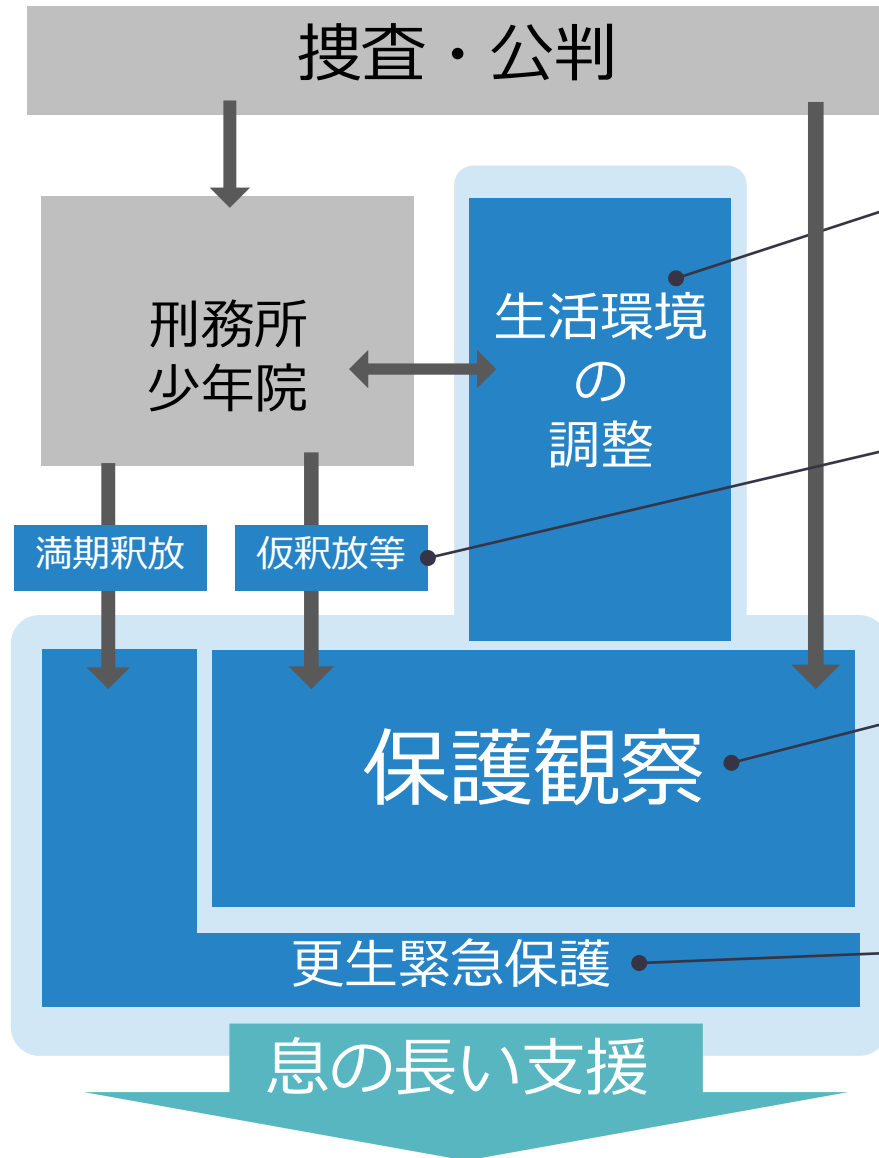


BBS会

様々な課題を抱える少年たちと一緒に悩み、学び、楽しむ青年ボランティア団体です

約 **4,900** 人

更生保護の役割



生活環境の調整

刑務所・少年院に収容中の人について、保護観察所が、釈放後の居住地の状況を調査し、**適切な住居や仕事を確保**するなど、釈放後の生活環境を調整するものです。

仮釈放等

地方更生保護委員会の許可により、刑務所や少年院に収容されている人を、収容期間満了前に仮に釈放等させる制度です。対象となった人は、保護観察を受けます。

保護観察

対象となった人について、保護観察官と保護司が、本人の生活状況を把握し、必要な指導（例：専門のプログラム）や、**支援（例：住居や仕事の確保など）**を行う制度です。

更生緊急保護

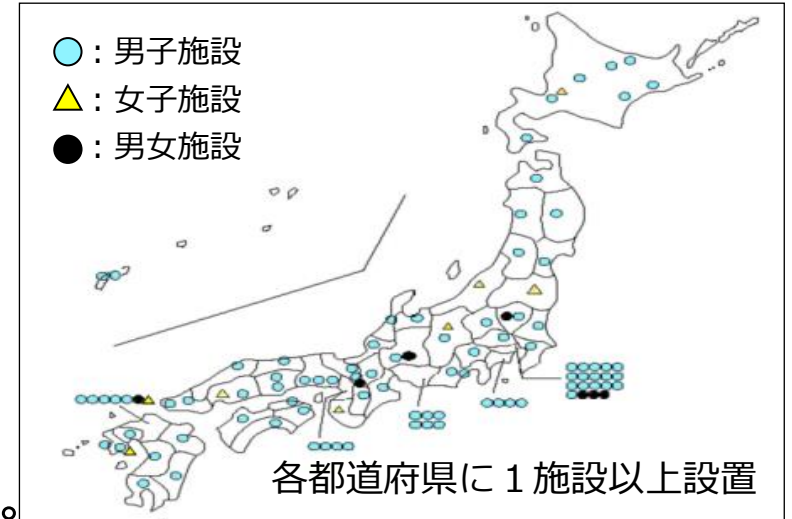
保護観察を終えた者などについて、本人からの申出に基づき、生活上の相談に乗り、必要に応じて、**宿泊場所や食事の提供、就職の援助**などを行う制度です。

2 更生保護における住まい支援

刑務所出所後の帰住施設

更生保護施設

- ◆ 帰住場所がない**刑務所出所者等に対し**、国の委託を受けて**宿泊場所や食事の給与、生活指導等を行う民間施設**。
- ◆ 更生保護事業法に基づき、**法務大臣の認可**を得た事業者が設置運営（経営主体の多くは更生保護法人）。
- ◆ **仮釈放者の約3割を収容保護**。
- ◆ 施設数は102施設*（定員2,378人*）。
- ◆ 職員体制は、常勤職員5名程度に加え、非常勤職員（調理員、宿日直職員等）、福祉や薬物依存離脱などの専門職。

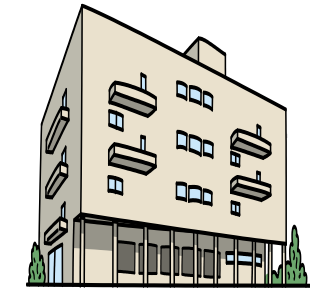


自立準備ホーム

- ◆ **あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等**が管理する**施設の空室等を宿泊場所として活用**するもの。
- ◆ **保護観察所から委託**を受け、宿泊場所と毎日の生活支援を一体的に提供（食事の提供も可能）する。
- ◆ 令和8年4月1日現在、全国で604事業者が登録されている。



更生保護施設退所者に対する訪問支援事業



更生保護施設

更生保護施設職員
(訪問支援職員)



- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導
- ・福祉関係団体等とのケア会議
- ・行政サービスの利用援助
- ・関係機関等への同行支援

などの支援を行う

定期的に訪問



更生保護施設
退所者等

概要

対象者 更生保護施設を退所した者

目的

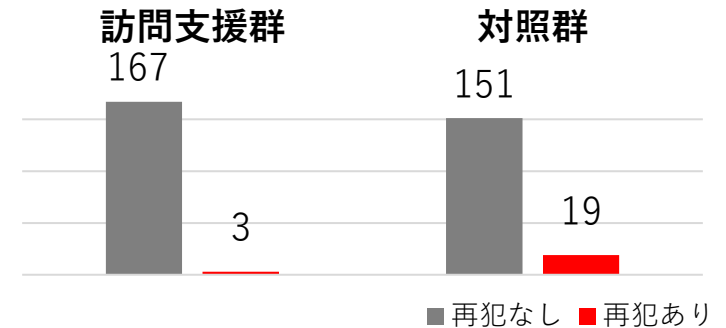
更生保護施設退所者の中には、身近に相談できる人がいない者が少なくない。
→**アウトリーチ型の支援**を行い、地域での安定した生活につなげる。

実施施設

全国 20 施設を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員を配置**

[函館、仙台、宇都宮、さいたま、東京（2施設）、横浜、新潟、金沢、京都（2施設）、大阪、岡山、広島、山口、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島]

効果



再犯に至った割合*は、
訪問支援群**1.8%**、対照群**11.2%**

訪問支援は再犯防止に効果あり（有意）

*調査対象は、令和6年4月から令和7年3月までの間に訪問支援を実施した170人

住宅セーフティネット制度における刑務所出所者等の位置づけ

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

・外国人等

(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、**保護観察対象者等**、刑事施設に収容されていた者、生活困窮者など)

・東日本大震災等の大規模災害の被災者

(発災後3年以上経過)

・都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(第3条)

⑧ 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第四十八条に規定する**保護観察対象者**、同法第八十二条第一項、第八十三条若しくは第八十三条の二第一項の**生活環境の調整の対象となっている者**、同法第八十五条第一項に規定する**更生緊急保護を受けている者**又は同法第八十八条の二の**刑執行終了者等に対する援助を受けている者**

3 居住支援との連携

保護観察所における住宅セーフティネット制度との連携強化

法務省保護局から全国の保護観察所に対し、
住宅セーフティネット制度との円滑な連携及び誠実な対応を要請する通知を发出。(R7年12月)

通知の概要

保護観察対象者等に関する情報提供

- ◆ 保護観察対象者等に関する情報について、本人が同意する限り、支援に必要な範囲で地方公共団体の住宅部局及び福祉部局、不動産事業者、居住支援法人等に提供するとともに、個人情報[※]の慎重な取扱いをお願いするべき。

居住支援法人等に対する誠実な対応

- ◆ 保護観察所は、「保護観察を実施する責任は保護観察所にあり、入居した保護観察対象者等に犯罪的な行動があった際には保護観察所が対応する」ということを誠実に不動産事業者や居住支援法人等に説明するべき。
- ◆ 保護観察対象者等の入居後に賃貸人や居住支援法人等から不安の相談などがあった場合、当該対象者と面接するなどして、賃貸人や居住支援法人等の懸念事項に寄り添い、丁寧に対応するべき。

認定家賃債務保証業者の利用検討

- ◆ 保護観察対象者等が民間賃貸住宅に入居する場合、認定家賃債務保証業者を利用することも考えられるので、必要に応じ、本制度について保護観察対象者及び賃貸人に情報提供するべき。

連携体制の整備

- ◆ 自治体による居住支援協議会の設置が努力義務とされたところ、居住支援協議会への参加等を通じて様々な関係者・団体等と相互理解を深めながら、お互いの得意分野・専門分野を活用できる関係を構築するべき。

更生保護における居住支援法人との連携事例

更生保護施設の退去に当たり、高齢で身寄りがなかったケース



保護観察
対象者X
(70代)

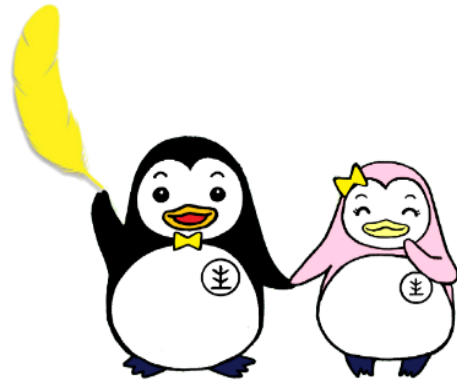
- ◆ 居住支援法人Aから物件の紹介を受けるとともに、同法人が緊急連絡先となることで大家さんに安心してもらい、住居確保を実現。
- ◆ 入居後は更生保護施設によるフォローアップに加え、居住支援法人Aが本人宅を訪問（月2回程度）する見守り支援を実施。更生保護施設と居住支援法人Aとの間で情報交換。
- ◆ 居住支援法人Aは生活保護申請等の行政手続の支援も行っている。

満期出所に当たり、帰住先がないものの本人が単身生活を望んだケース



満期釈放者Y
(50代)

- ◆ 更生保護官署がコーディネート役を担い、刑務所、居住支援法人B、区役所及び社会福祉協議会と連携して、受刑中から本人を交えてケース会議を複数回実施。
- ◆ 居住支援法人Bが住居を調整し、居住後の見守りも行っている。



ご清聴ありがとうございました。

更生保護へのご協力等に関するお問合せ・ご相談は[こちら](#)まで。

